

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 労働者派遣業務（管理課病院会計センターに関する事務補助 1）
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 業 務 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

派遣労働者の待遇を派遣先均等・均衡方式により決定する場合で、本学からの情報提供が必要な場合は、下記に問い合わせること。

問合先 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
(担当：吉田) 電話番号 029-853-3515

4. 見積書及び競争参加資格の確認のための書類の提出場所等

- (1) 提 出 場 所 上記3. の問合先と同じ。
- (2) 連 絡 先 上記3. の問合先と同じ。
- (3) 提 出 期 限 令和6年2月20日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

5. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 見積書には、1時間当たりの単価を記載すること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

6. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締

結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 規程47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれか令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業等の許可を受けたものであること。
- (6) プライバシーマーク又はI SMSを取得していること。

7. 契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

8. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和6年2月13日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 原 晃

仕 様 書

1. 件 名 労働者派遣業務（管理課病院会計センターに関する事務補助1）

2. 派遣労働者が従事する業務の内容

- (1) 契約決議書及び経費精算書、債務計上傳票の作成業務
- (2) 資産・備品登録業務
- (3) 伝票等の整理作業等
- (4) 契約決議書等の調査・回答業務
- (5) その他必要とされる業務

3. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

本学職員の補助業務を行う。

4. 派遣労働者が従事する事業所の名称等

[名称] 国立大学法人筑波大学（附属病院事業場）

[所在地] 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

[就業部署] 病院総務部管理課病院会計センター

[電話番号] 電話：029-853-3544

[組織单位名称] 病院総務部管理課

[就業場所] 附属病院病棟B（B棟）2階206管理課事務室

[所在地] 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

[組織の長の職名] 管理課長

5. 派遣先責任者及び指揮命令者、苦情担当者

[派遣先責任者]

筑波大学病院総務部 管理課長 山口 拳史

TEL 029-853-3549

[指揮命令者]

筑波大学病院総務部管理課 主幹 酒井 勇樹

TEL 029-853-3530

[苦情担当者]

筑波大学病院総務部 管理課長 山口 拳史

TEL 029-853-3549

6. 派遣労働者の人数

1名

7. 労働者派遣の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

8. 派遣者の就業する日

週5日（月曜日から金曜日まで）。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び本学が指定する日を除く。

9. 派遣就業の時間及び休憩時間

就業時間 8時30分から17時15分まで

休憩時間 12時15分から13時15分まで

ただし、指揮命令者が必要とする場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する時間外労働・休日労働に関する協定（通称36協定）の範囲内で労働時間の延長を行うものとする。

10. 休日、時間外及び深夜勤務

第9項中、労働時間の延長を行った場合は、労働基準法第37条第1項及び労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成6年政令第5号）に基づき、労働時間の延長（ただし、第8項中の正規の労働時間と時間外労働時間の合計が8時間を超えた場合または、週の労働時間の合計が40時間を超えた場合）については契約金額の2割5分、法定休日業務については3割5分及び深夜業務（午後10時から翌日の午前5時まで）については5割、1か月の60時間を超える時間外労働の場合、超過分について5割を契約金額に加算するものとする。

11. 派遣労働者の条件

下記の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務を遂行する上で、健康状態に支障が無いこと。
- (2) 指揮命令者等に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報、個人情報の取扱いを理解し、適切な対応ができること。
- (3) 社会人としての常識・マナーを備えており、業務改善にも協調して取り組めること。
- (4) 業務に必要なパソコン（Microsoft 社 Word, Excel, Teams 等）の知識と業務経験を有すること。
- (5) 日本語を使用し、他の職員と良好な意思疎通が可能であること。
- (6) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月40日文科省告示第110号）第2条で定める「研究機関」及び医療法第31条で定める「公的医療機関」での会計業務経験を原則として1年以上有すること。
- (7) 経費毎のルールを正確に理解し、的確かつ適正な会計処理を行うことのできる事務処理能力を有すること。

また、下記の条件を満たす者が望ましい。

(8) 不明点は課内に留まらず、本部担当部署に随時確認しつつ取り組めること。

(9) 細かい作業を厭わずに対応できること。

12. 派遣労働者の交替及び契約解除

(1) 派遣労働者の業務遂行能力または業務態度について本学が不相当と認めたときは、派遣元と協議のうえ、交替させることができるものとする。

(2) 本学は、派遣元が上記に基づく派遣労働者の交替要員を速やかに派遣できない場合は、契約を解除できるものとする。

(3) 派遣元は、派遣元のやむを得ない事情により派遣労働者を交替する場合は速やかに交替するものとし、派遣できない場合は、本学は契約を解除できるものとする。

(4) 派遣労働者が休暇等により就業できないときは、本学の指示により、必要に応じ代替者を派遣するものとする。

13. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき遵守する事項

(1) 派遣元及び派遣労働者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。なお、このことは契約解除後及び契約期間終了後も同様とする。

(2) 派遣元は、派遣業務を第三者に再委託（再委託先が派遣元の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

(3) 派遣元及び派遣労働者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、派遣先に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

(4) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、派遣元及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに派遣先に報告するものとする。

(5) 本学は、派遣元が前項に規定する義務に違反した場合は、契約を解除することができるものとし、派遣元に重大な過失があったと認められる場合には、派遣元は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(6) 派遣労働者が業務履行の目的で利用（使用）する個人情報の個人情報保護管理者は、派遣労働者に上記（1）から（4）の各事項を厳守させるよう指導及び監督するものとし、派遣労働者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下労働者派遣法という）その他関係法令及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）ならびに筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則（平成31年附属病院細則79号）を遵守するものとする。

(7) 本学は、上記（6）の趣旨を徹底するため、派遣元に対して派遣労働者の守秘義務を定めた誓約書の提出を求める事ができるものとする。

- (8) 研究機関における公的研究費の管理、監査のガイドライン（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づき、派遣元は、派遣労働者に対し、適正な労働管理を行ない、本学の指揮命令等に従って職場の秩序・規律・秘密を守り、適正に派遣業務を遂行するよう教育及び必要な指導を実施するものとする。また、派遣元は、派遣労働者に対し、教育研究費の不正使用に関与しないよう、教育及び必要な指導を実施するものとする。

14. 苦情の処理

派遣労働者からの苦情の申し出があった場合は、本学責任者（派遣先責任者）と派遣元責任者が協議し、誠実に対応するものとする。

15. 支払

派遣代金は1月毎に支払うこととし、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

なお、派遣代金額の計算は、毎月末をもって締め切り、勤務時間数に派遣代金単価を乗じて算出する。

16. 比較対象労働者の待遇内容等

- ・教育訓練：業務研修（ICT、語学研修、医療の安全）制度あり
- ・給食施設：学内食堂の利用可
- ・休憩室：利用可
- ・更衣室：利用可

17. その他

- (1) その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。
- (2) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- (3) 労働者派遣法を遵守するものとする。
- (4) 派遣先及び派遣元は、派遣労働者に伝染性の強い感染症又は、感染性疾患等罹患し、もしくは罹患している疑いのあるときは、その者を業務に従事させてはならない。また、派遣元は派遣労働者に、以下に記す抗体検査等を必ず行うこと。（指定の項目の証明及び検査方法が明記されてる書面を提出すること。なお、書式は問わない。）
 - ・麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎
抗体陰性あるいは未検査の場合ワクチンを接種すること。
 - ・B型肝炎
抗体陰性者は3回以上ワクチンを接種すること。上記事項について、業務開始後、書面を提出せずに院内感染の原因になった場合は、派遣元はかかる損害の賠償責任が問われる可能性があることを理解するものとする。

派遣労働者勤務予定時間

勤務年月 (令和)	勤務日数 (日)	勤務時間 (h)	時間外勤務時間 (h)
6. 4	21	162:45	2:00
6. 5	21	162:45	2:00
6. 6	20	155:00	2:00
6. 7	22	170:30	2:00
6. 8	21	162:45	2:00
6. 9	19	147:15	2:00
6. 10	22	170:30	2:00
6. 11	20	155:00	2:00
6. 12	20	155:00	2:00
7. 1	19	147:15	2:00
7. 2	18	139:30	2:00
7. 3	20	155:00	2:00
計	243	1,883:15	24:00